

石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和50年10月16日規則第24号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名及び生年月日
- （2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3） 障害の種類及び程度に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師が発行する診断書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、療養見込期間及び療養概算額を記載した医師の診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(別記第3号様式)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記第4号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、災害援護資金借用書(別記第5号様式)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記第6号様式)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書(別記第8号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記第9号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(別記第11号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかに掲げる書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記第14号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（別記第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、納付期限経過後30日以内に督促状を発するものとする。

2 督促において指定する期限は、前項の督促状を発する日から10日以内の日とする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに市長に氏名等変更届（別記第16号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年1月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年8月28日規則第19号）

1 この規則は、平成8年9月1日から施行する。

2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

3 前項に定めるほか、この規則の施行に関し必要な経過措置については、市長が別に定めることができる。

附 則（平成8年8月28日規則第20号）

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第11号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月6日規則第62号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第18号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月23日規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第25号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

診 断 書

氏 名				生 年 月 日	年 月 日	
傷 病 名				負傷発病年月日	年 月 日	
障害の部位				初診年月日	年 月 日	
既 往 症		既存障害		治ゆ年月日	年 月 日	
療養の内容及び経過						
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは、図解すること。)					
関節運動範囲	種類範囲					
	部位					
		右				
		左				
		右				
		左				
上記のとおり診断します。						
_____年 月 日						
郵便番号_____ 電話番号_____						
病院又は 所在地_____						
診療所の 名 称_____						
診療担当者 氏名_____ 印						

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号			
被災日時	年 月 日 時			災 害 名					
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被 害 場 所					
返す方法	半 年 賦			いつまでに返せますか	年 月 (回)				
借入申込者について	フリガナ				生年月日	年 月 日 (歳)			
	氏 名								
	フリガナ				郵便番号	電 話 番 号			
	現住所	(方)			〒				
	本 籍				勤務先の名称 と所在地				
	職 業								
	世帯の状況と収入	氏 名	世帯主との続柄	年齢	健 否	職 業	収入(月収)	勤務先・学校名	
	収入合計	円		支出合計	円				
資産の状況	土地	(1)住宅 m ²	(2)田畑 m ²	住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居				
		(3)山林 m ²		生活保護	年 月 日より受給 (生住教医)				
	建物	(1)自宅 m ²	(2)その他 m ²	支援給付等	年 月 日より受給 (生住医介)				
	負債	(内容)			(金 額) 円				
重帯保証人 <small>(保証人が書いて下さい)</small>	氏 名				生 年 月 日	年 月 日 (歳)			
	現住所				本 籍 地				
	職 業	月収	円	申込者との関係	家族数	人			
	資産	土地	(1)宅地 m ²	(2)田畑 m ²	(3)山林 m ²	勤 務 所 在 地	電 話		
		建物	(1)自宅 m ²	(2)その他 m ²					
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況						(有・無) (状況)			
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有・無)			
資金の使途	資金の使い方			総額	資金の内訳				
				円	合 計				
	に			円	災害援護資金で				
	に			円	手持資金で				
	に			円	その他 () で				
に			円						
に			円						

被災時の具体的状況					負傷	全治	か月
住居の被害		(1) 全壊			(2) 半壊		
被害者の状況	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	
	和だんす			婦人用腕時計			
	整理だんす			畳(畳中で畳が被害)			
	洋服だんす						
	鏡台			障子			
	腰かけ机			ふすま			
	本箱・本だな						
	食器戸だな			小計			
	食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財			
	げた箱						
	照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額	
	じゅうたん						
	扇風機						
	石油ストーブ						
	電気やぐらこたつ						
	電気冷蔵庫						
	電気・ガス炊飯器						
	電気洗たく機						
	電気掃き機						
	ミシン						
	電気アイロン						
	自転車						
	テレビ						
ラジオ							
柱時計							
目覚し時計				小計			
紳士用腕時計				合計			
上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。							
年 月 日		借入申込者			印		
上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。							
年 月 日		連帯保証人			印		
石狩市長		様					

様

石狩市長

印

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号	第	号				
貸付金額		円				
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	半年賦					
利 子	年3パーセント					

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様

石狩市長

印

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認といたしましたのでお知らせします。

記

（不承認の理由）

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石狩市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 前項の異議申立てに対する決定についてさらに不服がある場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 前2項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（第1項による異議申立て又は前項による審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6ヶ月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分、決定又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第5号様式（第9条関係）

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円
利 子 年3パーセント
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 半 年 賦

上記のとおり借用いたします。
ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

印

住 所

保証人氏名

印

繰上償還申出書

年 月 日

石狩市長 様

借受人住所

氏名

印

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

年 月 日

石狩市長 様

借 受 人 住 所

氏 名 印

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名 印

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	か月 ただし、 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	半 年 賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間 の 根 拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

支払猶予承認通知書

年 月 日申出のありました償還金の支払猶予については、次のとおり承認しましたのでお知らせいたします。

記

支払猶予承認期間	年	月	日から	か月		
変更後の償還期間	年	月	日から	年	月	日まで

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認といたしましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

記

（不承認の理由）

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石狩市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 前項の異議申立てに対する決定についてさらに不服がある場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 前2項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（第1項による異議申立て又は前項による審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6ヶ月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分、決定又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

違約金支払免除申請書

年 月 日

石狩市長 様

借受人住所

氏名 印

連帯保証人住所

氏名 印

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額				円	
内容	回数	期別	元金	利息	申請日までの違約金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認いたしましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認といたしましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は、 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石狩市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 前項の異議申立てに対する決定についてさらに不服がある場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 前2項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（第1項による異議申立て又は前項による審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6ヶ月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分、決定又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円 [償還未済額の全部一部で 円]				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名				
	現住所				
	本 籍				
	借受人との関係		職 業		
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名				
	現住所			借受人との続柄	
	職 業			勤務先及び所在地	
保 証 人	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名				
	現住所			借受人との関係	
	職 業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
石狩市長 様				免除申請者	印

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことに決定いたしましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	<u>元 金</u>	<u>円</u>
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金が更に加算されます。

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認といたしましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石狩市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 前項の異議申立てに対する決定についてさらに不服がある場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 前2項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（第1項による異議申立て又は前項による審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6ヶ月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分、決定又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。 年 月 日 借受人（又は同居の親族） 住所 氏名 印 連帯保証人 住所 氏名 印 石狩市長 様				

